平成24年9月26日 告示第129号

改正 平成25年2月13日告示第7号

(目的)

第1条 この要綱は、さぬき市PRサポーター(以下「サポーター」という。)を設置することにより、市の魅力、地域資源等を広く発信し、市のイメージや認知度を高めることを目的とする。

(登録資格)

- 第2条 サポーターは、前条の目的に賛同し、市の魅力、地域資源等をあらゆる機会に情報発信する個人又は団体で、次に掲げるものとする。
 - (1) 市内に在住又は所在し、市に愛着を持ち、地域振興や観光振興に積極的な活動を行っているもの
 - (2) その他市長が特別に認めるもの

(活動内容)

第3条 サポーターは、市の魅力、地域資源等の情報発信その他の市に関するPR活動(以下「PR活動」という。)を行う。

(市の支援)

- 第4条 市長は、サポーターが行うPR活動に対して、次に掲げる支援を行うものと する。
 - (1) 名刺、観光パンフレット、各種刊行物等の提供
 - (2) 奨励金の交付
 - (3) その他市長が適当と認める支援

(登録申請)

- 第5条 サポーターとして登録を受けようとするもの(以下「申請者」という。) は、PRサポーター登録申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。 (登録)
- 第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を別表に基づき審査し、適当と認めたときは、申請者をサポーターとして登録する。この場合において、市長は、当該申請者に対して、PRサポーター登録証(様式第2号)を交付するものとする。

(登録期間)

第7条 サポーターの登録期間は、前条の規定による登録をした日から起算して4 年とする。

(登録の変更)

第8条 サポーターとして登録されたものは、第5条の規定により申請した登録内

容に変更を生じた場合には、速やかにPRサポーター登録変更届(様式第3号)を 市長に提出しなければならない。

(辞任届)

第9条 サポーターとして登録されたものは、サポーターを辞任しようとするときは、PRサポーター辞任届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第10条 市長は、サポーターが公序良俗に反する行為又はサポーターとしてふさ わしくない行為をし、その他サポーターの登録を続けることが適当でないと認め たときは、登録を取り消すものとする。サポーターとの連絡が不通となった場合 も同様とする。

(活動実績報告)

- 第11条 サポーターは、PR活動を行ったときは、その都度PR活動の内容をPRサポーター活動実績報告書(様式第5号)により市長に報告しなければならない。 (責任)
- 第12条 サポーターは、第3条に規定する活動の範囲を逸脱することその他サポーターの責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合は、当該サポーターが全ての責任を負うこととし、市は一切の責任を負わないものとする。 (その他)
- 第13条 この要綱に定めるもののほか、サポーターの設置に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成25年告示第7号)

この要綱は、平成25年2月13日から施行する。

別表 (第6条関係)

活動場所	市内	市外	
活動回数	年3回以上	県外の場合	県内の場合
		年1回以上	年2回以上
1回の活動による集客	おおむね20人以上	おおむね50人以上	
数			
活動状況	過去3年間の活動実績があること。		
その他	・市の魅力、地域資源等を広くPRできること。		
	・その他市長が特別に認めるものであること		

備考

- 1 練習や勉強会等は、活動の回数に含まない。
- 2 団体と個人で重複した登録はできない。